

更正の請求による相続税の還付

1. 国税通則法上の相続税の更正の請求

相続税の申告書を提出した人が、その申告書に記載した課税価格や税額等の計算について、相続税法等の規定に従っていなかったこと又は計算に誤りがあったことにより、相続税を納めすぎたときは、法定申告期限から5年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税価格又は相続税額等につき減額更正の請求をすることができます(通則法 23①)。

更正の請求をする場合には、その請求に係る更正前の課税価格又は税額等、更正後の課税価格又は税額等、その更正の請求をする理由、その請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書に、更正の請求の理由の基礎となる「事実を証明する書類」を添付のうえ、税務署長に提出しなければなりません(通則法 23③、通則令 6②)。

2. 国税通則法上の更正の請求の期間延長

従前は、相続税を含めた国税にかかる更正の請求ができる期間が、法定申告期限から1年とされており、この1年を経過後に相続税計算の誤りが見つかった場合は、実務上、税務署長あてに税額の減額更正を求める「嘆願」を行っていました。これが平成23年度税制改正により、上記1の通り平成23年12月2日以後に申告期限が到来する国税について、更正の請求ができる期間が法定申告期限から5年に延長されました。この改正で、「嘆願」により税務当局に対し非公式に税額の減額変更を求める実務慣行が解消され、法令に基づく正式な制度として納税者の救済が図られています。

なお、更正の請求期間の延長に合わせて、税務当局が行う相続税など国税の増額更正の期間制限についても、法定申告期限から5年(改正前は3年)に延長されている(通則法 70①一)ので、注意が必要です。

3. 更正の請求の特例

法定申告期限から5年を経過した後であっても、次のような特段の事情が生じた場合には、更正の請求により相続税の還付を受けることができます。

(1) 国税通則法上の特例

法定申告期限から5年を経過後であっても、例えば次の事由に該当する場合、その事由が生じた日の翌日から起算して2ヶ月以内に限り、税務署長に対し更正をすべき旨の請求ができます(通則法 23②、通則令 6①)。

①課税価格又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決(判決と同一の効力を有す

る和解等を含む)により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき。

②申告等をした者に帰属するものとされていた財産等が他の者に帰属するものとする当該他の者に係る国税の更正又は決定があったとき。

③その申告、更正又は決定に係る課税価格又は税額等の計算の基礎となった事実に係る国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈その他の国税庁長官の法令の解釈が、更正又は決定に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決に伴って変更され、変更後の解釈が国税庁長官により公表されたことにより当該課税価格又は税額等が異なることとなる取扱いを受けることとなることを知ったこと。

(2) 相続税法上の特例

相続の特殊性から上記3(1)の他、相続税の申告書を提出した者又は決定を受けた者が、例えば次のいずれかに該当する事由により、その課税価格や相続税額が過大となったときは、その事由が生じたことを知った日の翌日から4ヶ月以内に限り、税務署長に対し更正の請求ができます(相法 32、相令 8①②)。

①未分割財産につき民法に規定する相続分又は包括遺贈の割合に従って課税価格が計算されていた場合に、その後当該財産の分割が行われ、共同相続人又は包括受遺者が当該分割により取得した財産に係る課税価格が、当該相続分又は包括遺贈の割合に従って計算された課税価格と異なることとなったこと。

②民法に規定する認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、相続の回復、相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。

③遺留分減殺請求に基づき返還すべき又は弁償すべき額が確定したとき。

④遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。

⑤相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと、その他一定の事由が生じたこと。

⑥相続税の期限内申告書の提出期限において未分割であった財産が分割されたことにより、その分割に基づき配偶者の税額軽減の規定を適用して計算した相続税額が、その時前において同項の規定を適用して計算した相続税額と異なることとなったこと(①に該当する場合を除く)。